

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 888 号
改正 平成 22 年 11 月 30 日新人委第 640 号
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 678 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日新人委第 735 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日新人委第 675 号の 3
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 8
改正 平成 30 年 7 月 25 日新人委第 289 号の 2
改正 平成 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2
改正 令和 5 年 1 月 20 日新人委第 697 号

新人委第 20 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

単身赴任手当の運用について

単身赴任手当の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

条例第 14 条の 5 関係

- 1 新潟市給与条例(昭和 32 年新潟市条例第 60 号。以下「条例」という。)第 14 条の 5 第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(以下この項及び次項において「異動等」という。)に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。
- 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏(規則第 3 条関係第 2 項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距

- 離が 60 キロメートル未満の範囲をいう。)内に所在する住宅に転居する職員
- (2) 規則第 5 条関係第 4 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事情があると認められる職員(前号に掲げる職員を除く。)
 - (3) その他前 2 号に類する事情があると認められる職員
- 3 条例第 14 条の 5 第 2 項の「3 万円」は、平成 28 年 3 月 31 日までの間は、新潟市給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年新潟市条例 91 号)附則第 13 項の規定により読み替えられており、新潟市職員の単身赴任手当に関する規則(以下「規則」という。)附則第 3 項の規定によるものとされている。

規則第 2 条関係

- 1 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 36 号)(以下「規則」という。)第 2 条第 4 号の「人事委員会の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。
- (1) 職員又は配偶者が所有権の移転を一定期間留保する契約(次号において「所有権留保契約」という。)により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転(次号において「譲渡担保のための移転」という。)をしている住宅
 - (2) 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅
- 2 規則第 2 条第 5 号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。
- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く。)を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。
 - (2) 配偶者が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで若しくは第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園(以下「保育所等」という。)に在所している同居の子を養育すること。
 - (3) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)に在学している子及び前号に規定する子を除く。)を養育すること。
 - (4) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
 - (5) 配偶者が学校等に在学していること。
 - (6) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(前項各号に掲げる住宅を含み、職

員がかつて在勤していた公署の通勤圏(規則第3条関係第2項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び次号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

(7) 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(以下この号並びに規則第3条関係第3項第1号及び第2号において「異動等」という。)の前日までに住宅(職員が当該異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。)を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

(8) その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

規則第3条関係

- 1 「人事委員会の定めるもの」とは、人事交流等により採用(以下「交流採用」という。)され引き続き俸給表の適用を受ける職員(交流採用により引き続き新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第4条第1項に規定する俸給表の適用を受け、その後引き続き条例第4条第1項に規定する俸給表の適用を受けることとなった職員を含む。)の公署を異にした異動又は在勤する公署の移転をいう。
- 2 規則第3条第1号及び第2号の通勤距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(条例第14条の2第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。)により通勤するものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。
 - (1) 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等(縮尺5万分の1以上のものに限る。)を用いて測定した距離
 - (2) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
 - (3) 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
 - (4) 一般乗合旅客自動車その他の交通機関(前2号に掲げるものを除く。) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離
- 3 規則第3条第2号の「前号に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合(通勤のため自動車を使用することを常例とする場合

であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の住居又は配偶者の住所から自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。次号において同じ。)

(2) 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合において次のいずれかに該当するとき。

ア 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業の時刻(イにおいて「始業時刻」という。)前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間(以下この号において「実通勤時間」という。)が2時間以上である場合

イ 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数(2以上の交通機関を乗り継ぐこととなる場合にあっては最も少ない交通機関の運行回数。ウにおいて同じ。)が1回以内のとき。

ウ 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

(3) その他通勤が困難であると認められる場合

4 前項の通勤時間又は実通勤時間は、次の各号に定める時間により算定するものとする。

(1) 徒歩の区間 5キロメートルを60分に換算した時間(当該区間を自転車で通勤することが適当と認められる場合は、10キロメートルを60分に換算した時間)

(2) 交通機関を用いる区間 定められた運行時間

(3) 自動車を用いる区間 37キロメートルを60分に換算した時間

規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第2項の例に準じて行うものとする。

規則第5条関係

1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日おけるものに限る。以下「定年前再任用」という。)をされた職員又は交流採用職員については、当該定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所又は当該交流採用の直前の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の公署と、定年前再任用又は当該交流採用を同号並びに規則第3条関係第3項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第3項第1号及び第2号の規定を

適用する。

- 2 規則第5条第2号から第6号までの「人事委員会が認めるもの」並びに第6項第1号、第2号及び第6号の「人事委員会が認めるもの」は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、市民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するためにその勤務する公署に近接する場所に居住する必要がある職員とする。
- 3 規則第5条第3号の「人事委員会の定める事情」は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。
 - (2) その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる前号に類する事情
- 4 規則第5条第4号及び第6号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事委員会の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅(職員がかつて在勤していた公署(定年前再任用をされた職員にあっては当該定年前再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、交流採用をされた職員にあっては当該交流採用の直前の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。))の通勤圏(規則第3条関係第2項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。))内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。
 - (2) 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。))以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。
 - (3) 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
 - (4) 子が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(定年前再任用又は交流採用をされた場合の当該定年前再任用又は交流採用を含む。以下「異動等」という。)の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
 - (5) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

- (6) 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
 - (7) 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
 - (8) 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
 - (9) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
 - (10) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
 - (11) その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 5 規則第5条第4号及び第6号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事委員会の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。
- (1) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居(転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。
 - (2) その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる前号に類する事情
- 6 規則第5条第7号の「人事委員会の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
- (1) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等(定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用。以下この号及び次号において同じ。)に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、規則第5条第3号に規定する人事委員会の定める事情)により、同居していた配偶者等(同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員
 - ア 単身で生活することを常況とする職員
 - イ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (2) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情(第4項第4号中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「同一公署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事委員会の定める特別の事情をいう。)により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員
- ア 単身で生活することを常況とする職員
 - イ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (3) 配偶者のある職員で条例第14条の5第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等(定年前再任用又は交流採用をされたものにあつては、当該定年前再任用又は交流採用)の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
- (4) 定年前再任用をされた職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第14条の5第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は前3号の公署とみなした場合に、定年前再任用(直近のものに限る。)前から引き続き条例第14条の5第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は前3号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員
- (5) 単身赴任手当の支給を受けている配偶者(定年前再任用をされた配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。)が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(定年前再任用をされた配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該定年前再任用。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は公署の移転の日から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2号又は第5号の人事委員会が認める職員を含む。)(当該日の同一公署内における異動又は職務内容の変更等(定年前再任用された者にあつては当該定年前再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転

せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第6条関係

「国、地方公共団体その他のこれに相当する手当」とは、条例第14条の5第1項又は第3項に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。

規則第7条関係

- 1 規則第7条第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。
 - (1) 住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類
 - (2) 診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類
- 2 規則第7条第1項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入することとされている事項をいう。

規則第8条関係

- 1 単身赴任手当を受けている職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 任命権者は、職員に条例第14条の5関係第2項第3号、規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第3項第3号に掲げる場合に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

規則第9条関係

- 1 規則第9条第1項の「条例第14条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。
- 2 職員が異動等の直後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に条例第14条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、当該異動等の発令日等をこれらの規定の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第1項の規定により支給を開始するものとする。
- 3 規則第9条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い(扶養手当の運用について条例第14条及び規則第3条関係第3項及び第4項)の例によるものとする。